

## 刑事施設の運営業務における対象範囲等の拡大措置に関する計画(案)について

平成25年8月  
法務省

## 1 措置に関する計画案

公共サービス改革基本方針(平成25年6月14日閣議決定)(別添)に基づき、刑事施設の運営業務における民間競争入札について、次のとおり計画案を策定した。

## (1) 入札の対象業務及び対象施設

## ア 対象業務

## (ア) 総務系業務

① 庶務業務, ② 会計業務, ③ 用度業務

## (イ) 被収容者に対する給食業務

① 献立の作成, 食材調達, 衛生管理, 調理, ② 厨房設備・機器等の整備, ③ 非常時対応

## イ 対象施設

## (ア) 総務系業務

府中刑務所及び立川拘置所

## (イ) 被収容者に対する給食業務

加古川刑務所, 岩国刑務所, 高知刑務所及び大阪拘置所

## (2) 入札等の実施予定時期

## ア 総務系業務

平成26年5月に契約締結, 運営開始準備, 平成26年10月から事業を実施する予定。

## イ 被収容者に対する給食業務

平成26年6月に契約締結, 運営開始準備, 大阪拘置所においては平成27年2月から, 加古川刑務所, 岩国刑務所及び高知刑務所においては平成28年3月から事業を実施する予定。

## (3) 契約期間

## ア 総務系業務

運営準備期間を含め, 平成26年度から平成30年度までの5年間とする。

## イ 被収容者に対する給食業務

運営準備期間を含め, 平成26年度から平成35年度までの10年間とする。

## 2 計画作成にあたっての考え方

### (1) 総務系業務

現在、全国の刑事施設で実施している総務系業務の民間委託事業については、単年度契約であることから、業務の習熟が一定程度図られた段階で契約期間が終了し、新たに入札を行うこととなるため、業務の質が一定程度以上には向上されない状況が見受けられる。

しかしながら、複数年契約で業務を実施することにより、民間事業者の創意と工夫が発揮され、業務の質が向上することが期待される。また、複数年契約における業務の実施に当たっては、複数の刑事施設を対象として多方面からの検証を行うことが望ましいと考えられる。

そこで、上記1のとおり、複数の刑事施設を対象に、複数年の契約期間により、民間競争入札を実施することを検討する。

### (2) 被収容者に対する給食業務

現在、被収容者が自営作業として給食業務を実施している刑事施設においては、自営作業に就業可能な人員を確保することが困難となっている。また、刑事施設では食中毒が毎年発生しており、厨房施設の衛生管理にも苦慮している。

このような課題を解決するためには、給食業務の民間委託が有効と考えられることから、上記1のとおり、複数の刑事施設を対象に、複数年の契約期間により、民間競争入札を実施することを検討する。

本業務の民間委託に当たっては、スケールメリットが発揮されるよう、同一又は近隣の経済圏に所在している複数の刑事施設を対象としている。また、本業務では、厨房施設の初期投資をさせるため、その更新時期を踏まえ、事業期間を10年間とすることを検討する。

なお、刑事施設に求められている「地域との共生」を実現し、施設周辺地域の住民の一層の理解及び支援を得るため、本業務の実施に必要な要員を地元から積極的に雇用することとし、食材等の必要な物資についても地元からの可能な限りの調達を条件とすることを検討する。

あわせて、厨房施設の配置を工夫することにより、被収容者に対する給食のみならず、刑事施設周辺の学校や社会福祉施設への給食、独居老人に対するケータリングサービスなども一緒に実施することも検討する。

(別添)

「公共サービス改革基本方針」(抄)

(平成25年6月14日閣議決定)

(別表)

9. 法務省

(3) 刑事施設関連業務

事項名	措置の内容等
刑事施設の運営業務	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。以下同じ。)の運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p><b>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</b> 刑事施設の運営業務のうち、法第33条の3第1項第1～4号及び同第6～13号に掲げる業務並びにその他の非権力的業務(被収容者に対する有形力の行使及び被収容者の権利を制限し、又は被収容者に対し義務を課す処分を伴う業務を除いた業務)</p> <p><b>【契約期間】</b> 平成22年4月から平成29年3月までの7年間</p> <p><b>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】</b> 総務業務及び警備業務については、静岡刑務所及び笠松刑務所の2か所 作業業務、職業訓練、教育業務及び分類業務については、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の3か所</p> <p><b>【適用される法令の特例措置】</b> 法第33条の3に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例</p> <p><b>【平成25年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】</b> 刑事施設の運営業務については、上記措置に基づく事業の実施状況を踏まえ、総務系業務及び被収容者に対する給食業務について、複数の刑事施設を対象に、複数年の契約期間により、民間競争入札を実施することを検討するとともに、職業訓練業務や教育業務について、委託業務の内容、被収容者の性質等に留意しながら、官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について検討する。</p>